

松浦市監査委員公表第9号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年10月26日

松浦市監査委員 丸田 久永  
松浦市監査委員 鈴立 靖幸

措置状況(令和3年度分)

福祉事務所

指摘事項等	措置状況
<p>3.契約事務</p> <p><b>【検討事項】</b></p> <p>松浦市民生委員児童委員協議会に支出されている社会調査委託料について、社会調査委託費交付規程との整合性が取れていないため、取扱いの見直しについて検討されたい。</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、令和4年6月に交付規程の改正を行いました。今後は規定に基づいた適正な処理を行います。</p>